

令和4年度 「心の健康」 講演会

日時：令和4年11月21日（月） 場所：不二羽島文化センター
 演題：子供たちの笑顔につなぐための支援
 ～家庭と教育と福祉のよりよい連携に向けて～

〔講師〕

岐阜県中央こども相談センター

判定課長 新堂 恵理 氏

〔参加者〕 117名

〔講演内容〕

- ・発達障がい支援の現場から
- ・児童虐待の現場から
- ・触法と発達障がい
- ・医療関係とのかわり方
- ・真の「連携」とは

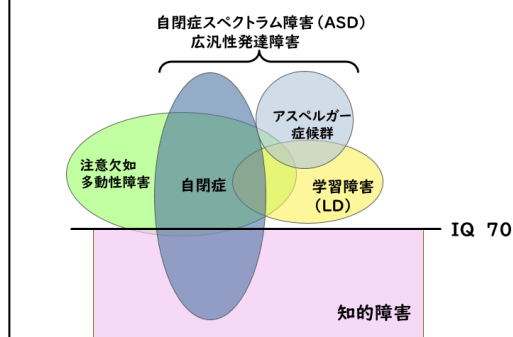


〔講演概要〕

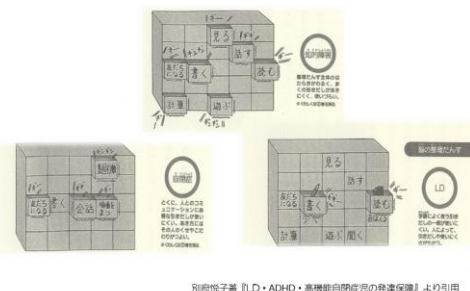
～個性への着目の重要性～

- ・知的障がいと発達障がいを混同されている様子がある。知的能力が弱い発達障がいの方もいれば、知的に高い発達障がいの方もいる。
- ・発達特性は誰にでも多かれ少なかれあり、その特性によって生活に支障がある場合に発達障がいという。
- ・一般的に言われているような共通する特徴や、診断基準もあるが、ASDの方がみな同じような特性がある訳ではない。
- ・ADHDという診断があったとしても、落ちつきのない方、不注意やミスの多い方など、各特性の出方が異なっている。
- ・診断名だけで対応を決めてしまうのは非常に危険であり、対応を考える際にはその個の特性に着目することが肝要である。
- ・愛着形成に問題があると、発達障がいの特性を示すことがある。落ち着きがなかったり、人とうまく関われなかったりする子供の背景には、そういった環境要因が潜んでいることがある。
- ・いわゆる不適切な環境の中で育つことで、発達障がい様の特性を示す状態は発達性トラウマ障がいという言葉れ方もされる。一時保護・施設入所によって安全・安心な生活環境におかれることで、特性が軽減されることがある。

◆主な発達障害とその関係



◆脳の整理ダンス（知的障害・自閉症・LDの違い）



別府悦子著『LD・ADHD・高機能自閉症児の発達保障』より引用

～早期発見・早期支援の重要性～

- ・ASD、ADHD、DCD、それぞれ明らかになる時期が異なる。
- ・大人になってつまずいた方々の中には、二次障がい併発していることがある。**早い時期に発達特性に気付いて、その人に見合った環境の中で生活してきたのなら、二次障がいは併発しなかったのではないかとと思われる方が多い。**
- ・ASDは、1歳から1歳半ほどでその兆候が現れて気付く事ができる。早期にASDの診断がつくと、予後の予想ができるため、適切な支援につなげやすい。
- ・通常学級の児童生徒に、「実は発達特性があるのではないか」と思いながら未診断のまま生活している子が存在しており、その子にとって必要な医療・教育・福祉のサービスを受けていない子がいるという現状もあるのではないか。
- ・早期支援によって、対象児童の社会性・言語の発達が伸び、情緒・行動の自己調整力が身に付き、適応能力が伸びる。**早期発見によって親が子供の特性を早期に理解して受け入れ、適切な療育につなげることで、子供の力が伸び、親が、必要以上に子供に指示するなど不適切な関わりが改善され、結果的に家族のメンタルヘルスやQOLの向上につながる。**
- ・「**早期支援は、障がいがありながら社会で幸せに生きていくために必須である**」というような長期的で壮大な展望への社会全体の理解が進むことが望まれる。

～保護者支援と社会全体での環境調整の重要性～

- ・ADHDとかLDの子は、学校に入ってから兆候が見えてくるという事もあるため、幼児期にキャッチされずに就学してからキャッチされる場合もある。幼児期は過ぎたとはいえ、学校で早期に発見して支援していく事は非常に重要である。
- ・子供の年齢が低く、育児の負担も大きい時期という事もあるが、**子供の発達障がいを親が理解し、受け入れていく過程の混乱と葛藤は計り知れない。**
- ・療育と並行した子育て支援により、親の心身の安定が促され、安定した親に養育される子供の情緒的安定と発達が促される。
- ・「障がい受容」というと、自分の中に障がいがある方に対して、まるで「よくない物が自分の中にあるから、それをちゃんと受け止めない」と迫るような感じに多くの人を受け止めているのではないか。そうであるのならば、いわゆる環境調整が大事だと言っているのに、「障がい受容」という言葉は、それと対極にあるように感じられる。
- ・障がいとは、本人の中にあるものではなく、**社会的障壁のことを障がい**というのであって、**社会全体で環境調整を図り、誰もが生きやすい世の中にしていくことが大切である。**

～特別支援教育について～

- ・特別支援教育に関わる教員のみならず、すべての教員が理解し、適切な対応ができることが望まれる時代。
- ・学級崩壊を伴うようなこじれたケースの相談がある。勿論、家庭環境に課題がある場合もあるが、果して学校での対応が適切だったのかと時々疑問に思うケースがある。
- ・大学の教員養成課程のカリキュラムに、この2、3年前にやっと一コマだけ、全学生が発達障がいについて学ぶ体制ができたと聞いているが、もっと増やしてもらいたい。
- ・理想を言えば、**先生方だけではなく、社会全体が、特別な支援や配慮を要する子供たちへの理解と適切な対応ができるようになることが望まれる。**

～児童虐待対応の現場から～

- ・法律的には「児童相談所」が正しい名称であるが、岐阜県は少し親しみやすく「子ども相談センター」と名称を変更し、5圏域に1か所ずつ、中央・西濃・中濃・東濃・飛騨に設置されて、0歳から18歳未満までのお子さんの養護相談、保健相談、障がい相談、非行相談、育成相談、全ての相談を受けている。
- ・令和2年度の資料であるが、岐阜県全体では7,233件の相談受付件数があり、そのうち養護相談が3,090件、うち児童虐待相談が2,238件あり、いわゆる養護相談の72.4%が虐待の相談になっている。
- ・警察や学校、保育園、近隣住民など、様々なところから通告・相談がある。通告・相談があると、緊急受理会議を開き、必要な調査・診断や、必要に応じて一時保護を行い、援助方針会議の中で対応を決定していくという流れになる。
- ・指導には、措置によらない指導と措置による指導と二つのパターンがあり、施設への入所や、児童福祉司による指導は、行政処分としての措置による指導になる。継続指導や助言指導など、行政処分ではない措置による指導もあり、そのケースによってその処遇、主旨を決めていくことになる。
- ・援助の終結の見極めは非常に難しく、退所後の退所面接や家庭訪問等の継続指導は、いつまで継続し、どのタイミングで終結したらよいか、この判断は非常にシビアである。
- ・児童相談所の多くは虐待対応となっており、まるで虐待支援機関のような状態である。その中で、入口は虐待だが、あけてみるとその様相や課題は様々であるため、支援の形も様々であるべきだと思っている。
- ・警察は警察の仕事、子ども相談センターは子ども相談センターの仕事をする必要があり、子供の命を守るということに共通している。重い知的障がいのある自閉症のお子さんが、親が家で食事の支度をしていて、親が見ていない隙に裸足で家を抜け出してしまい、警察に保護され、親の看護能力が乏しいという理由で虐待事案として警察から挙がってくることがあった。保護者は懸命に重い障がいのお子さんを養育していたと思うが、つい裸足で出て行ってしまうことは特性上止むを得ない。このような事案に接すると、とても切なくなる。このようなケースで必要なのは指導ではなくて、飛び出さない工夫や、活用できるサービスを一緒になって考えていく寄り添い支援だと思っている。
- ・精神障がいの親が子供に暴言と暴力をふるうというケースでの通告が多くある。勿論、見相としては子供を守ることが使命であるため、必要に応じて親から分離することもしなければならない。一方で、障がい者支援という視点からすると、精神障がいのある親は好んで暴言、暴力をしている訳ではない。見相の「子供を守る」という仕事をしながらも、障がい者支援の視点というのは、絶対忘れてはいけないと思っている。
- ・見相が関与する子供たちというのは、不適切な養育によって、傷ついて、発達障がいのような様子を見せる事があるため、このアセスメントを適切にしないと、誤った対応をしかねないとも思っている。
- ・保護者の中に少し対応が難しいと思われる方もいらっしゃる。保護者と合意できると、子供にとってよりより援助方針に導くことができる。どのような保護者なのか対話を通してイメージしながら、その保護者に見合った対応をすることが大切である。

さまざまな相談内容

- 養護相談（児童虐待相談・その他の相談）
- 保健相談
- 障害相談（肢体不自由相談・視聴覚障害相談・言語発達障害等相談・重症心身障害相談・知的障害相談・発達障害相談）
- 非行相談（く犯相談・触法行為等相談）
- 育成相談（性格行動相談・不登校相談・適正相談・育児しつけ相談）
- その他の相談

- ・虐待の通告が多くある状況において、地域での早期からの子育て支援などの予防が大切であると思つづく。予防の視点を持って、根本的な所から対応していかないと現状は変わらないのではないかと懸念している。
- ・児童相談所は、以前とまるで別機関のようになってしまった。しかし、変わらないもの・変えてはいけないものがある。それは、私達の支援のスタンスである。

課題とこれから

- 入口は虐待通告だけど、様相や課題は様々⇒支援の形も様々であるべき。
例えば…
- 発達障害なのか、発達障害様なのかの適切なアセスメントも必要。
- 保護者のアセスメントこそ必要な時代。
- 障害者支援の視点を持ってケースを見立てることも必要。
- 現場は「まるでモグラたたき」⇒地域での予防なくして変わらないのでは。
予防＝地域での子育て支援
保護者支援プログラムの普及
- 今昔、児童相談所の役割は違えど、変わらないもの＝支援の基本的なスタンス
「その人の人生に心を馳せる」「自己決定を支援する」「寄り添う」

支援のスタンス

- ①その人の人生に心を馳せること
- ②自己決定を支援すること
- ③寄り添うこと



～触法と発達障がい～

- ・発達障がいは犯罪をしやすいという捉えは誤りであり、イメージで語らず、正しい情報をインプットしておく必要がある。ASDの方が重大な罪を犯すという事はなく、逆に被害者になりやすい。ASDの方の特性と環境要因等が絡みやすくなってくるという事があると思われる。
- ・触法リスクには個人的要因と環境要因がある。未然に防ぐためには、社会的孤立を減らすことが大切であり、私たちに何とかできることである。ネガティブな体験を減らし、いじめや虐待を減らせばよい。これは大人の使命である。その他にも、アウトリーチ支援・精神科的問題の早期発見・関係者の理解促進など、私達が出来ることがある。

ASDの特性から犯罪を考える

- 1 社会性の障害
 - ・孤立 ・受け身 ・羞恥心の乏しさ ・いじめられ体験
 - ・相手の悪意がわかりにくい ・表面的模倣 ・他者からの視点の乏しさ
- 2 社会的コミュニケーションの障害
 - ・字義どおり ・援助要請が苦手 ・拒否が苦手
 - ・相手が期待していること、自分にとって何が有利か不利かわかりにくい
- 3 社会的イマジネーションの障害
 - ・「結果」を考えない。 ・融通が利かないことが多い。
 - ・固執
- 4 感覚過敏
 - ・多数派の人にとっては何でもない刺激が非常に辛い刺激になりうる。
- 5 その他の要因
 - ・社会的孤立 ・低い自尊心 ・コミュニティの要因 ・認知スタイル
 - ・その他精神疾患 ・ルーチンの混乱 ・自閉症的思考
 - ・感覚刺激に対する反応 ・「べき思考」 ・知的好奇心

～医療機関との連携～

- ・子供の発達障がいを親が理解し、受け容れていく過程は一様ではなく、親の心情には慎重な配慮が必要である。
- ・明らかに医療的ケアが必要だと思われて、保護者との信頼関係の築きがある場合には、学校から医療受診勧奨をしても差し支えない。発達障害者支援センターや、子ども相談センターなど、専門の相談支援機関を紹介するなど、ワンクッションを置いて進めるのも一つの方法。
- ・保護者の中には、保護者自身に支援が必要な場合がある。その場合は、必要かつ可能であれば、受診に同行することも考えられる。本人の様子を最も具体的に把握し、適切に説明できる者がその様子を医師に伝えることで適切な診断につながる。

- ・学校の集団場面での様子は個別での受診の様子とは異なることも多々ある。**支援の必要のない保護者の場合でも、学校での様子を文書にまとめ、医療機関に情報提供することもよりよい支援のためには有意義になる。**
- ・多くの大きな病院にはケースワーカー、相談員が配置されているため、病院への連絡を躊躇する場合は、「医療相談室のケースワーカーさんをお願いします」と電話をするとよい。
- ・文部科学省と厚生労働省とがタッグを組んで、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを立ち上げて取り組んでいる。
- ・つなげる際に、重なりやのりしろがある。関係機関同士の連携には必ず重なり、のりしろが必要であり、それがないのは連携とは言わない。**真の連携とは、互いに来る事、出来ない事を理解しあいながら、自分たちには何が出来るのだという事を真摯に考え、多輪で支えること。重なりあって、のりしろがあること、これが真の連携である**と考える。

医療機関への受診勧奨・連携のポイント

- 障害受容という大きな課題　そもそも障害受容と言うけれど…
 - ・子どもの発達障害を、親が理解し受け容れていく過程は、一様ではない。
 - ・急に「障害児」と言われてもという戸惑いや否定したい気持ちがあつて当然。
 - ・言うまでもなく、そういう親の心情には**慎重な配慮**が必要。
- どう伝えるか。
 - ・保護者にどう伝えるかは非常に難しい課題。
 - ・「お子さんには発達障害の傾向があるから」ではなく、「多くの子が通過（クリア）している課題を通過（クリア）していないから」という説明を試みるのはどうでしょうか。



真の連携とは

- 真の連携とは、「**両輪（多輪）で支えること**」
「**重なりあってのりしろがあること**」
- ・丁寧なつながりは、
 - ×「○○センターってところがあるから行ってこやあ」
 - ◎当事者・家族の同意を得て、前もって情報提供を。その際、**支援機関としての見立て**を持って。見立てを持つとは、「**なぜ○○センターにつながるのか、○○センターに何を求めるか**」が説明できること。まずは、支援者同士でつながる。

～支援のキーワードは「Well-being」～

- ・Well-beingとは、健康でハッピーに生きる事。子供にとって必要な事は、拗れの予防と健やかな育ち、安心安全な環境。安心というのは、自分で感じるもの。安全は大人が確保して提供してあげる環境。そして、心の安定、自己肯定感の育みや学びの保障も同様。
- ・学校は子供にとって生活の多くを占める環境あり、**そこで行われる学習が理解できないという状況は、子供にとって苦痛でしかない。**個別の指導やオンラインによる指導、45分ではなくても5分など、一人一人にあった学びの環境を整え、「**解った!**」という**達成感の積み重ね**による、**肯定感の育みを大切に**して、最後にその子なりの自立をめざす。ポイントは、「**その子なりの**」という所。その子なりの自立をめざす。
- ・特別支援学校に行けばその先に自立があると勝手に私達の中で思い描いてしまうのだが、その子がどう感じているのか、その子がどうしたいのか、その子のペースでというのがあり、15歳だから高等部、イコール高等部ではない。
- ・その子なりの自立を目指していくために、そのために大人がすべきこと、できることは、子供一人一人の特性を理解して適切な対応をするということ。子供の行動を誉めてあげること。子供のキラッとひかる**素敵**を見つけてあげること。そして何よりも大切な事は、一人の人間として寄り添うこと。人として向い続け、信頼関係を構築すること。

- ・大人も互いに認め合い、誉め合い、感謝し合える環境が大切。「ありがとう」や「がんばっているね」などの言葉が多い組織というのは、組織としての結束が非常に強く、その組織としての役割というのが十分に発揮できていると考えている。子供たちのために、我々大人が互いに認め合っていく生活をしていきたいと思う。
- ・健康でハッピーな社会というのは、行き着くところ多様性の理解が進んでいる社会ではないかと考える。お互いの違いを尊重し合い、認め合える、人間の尊厳を大切にしたい、そんな社会であることを願う。

子どもにとって必要なこと

Well-being = 健康でハッピーに生きる ⇔ 笑顔

○子どもにとって必要なこと…

拗れの予防と健やかな育ち 安心・安全な環境 心の安定
自己肯定感の育み 学びの保障 その子なりの自立をめざす

○そのために、大人が子どもにすべきこと…

大人（親や支援者）の理解と適切な対応
子どもの行動を褒めよう ステキを見つけてあげよう

★何よりも大切なことは、「人」として寄り添い、
「人」として向き合い続け、信頼関係を構築すること

【受講者の感想】

- ・「真の連携」にハッとさせられた。関係機関に相談する際には、学校がつかんでいる情報や、学校なりの見立てをもってつないでいくことが大切だと感じた。
- ・親として、気付きの多い内容だった。「その子なりの自立」について、他者と比べてできないことばかりに気を取られていることを振り返り、これからは、わが子ができるようになりたいと願い、頑張っていることに目を向けていきたいと思った。
- ・日頃、子供や保護者と接しながら感じている疑問や不安について具体例を挙げてお話しいただいたことで、今後は自信をもって指導・支援していこうと思えた。
- ・保護者は、困っていてもどうしたらよいかわからないまま、一生懸命に子供を育てている。だからこそ、「支援のスタンス」を大切に、学校としてできることを精一杯行いたいと思った。
- ・保護者で苦勞されている方が多くいらっしゃる。「支援のスタンス」を大切に、保護者との信頼関係を築き、子供たちの笑顔という共通の目的のために取り組みたい。
- ・高等学校を卒業し、これまで学校という環境の中で様々な配慮により頑張ってきた生徒が、卒業とともに社会の中で不適応を起こしてしまうということから、学校の中で、その子の卒業後や、その子にとって必要な力を理解して指導することが大切であると感じた。
- ・教職員の育成指標に「特別な配慮を要する児童生徒の対応」という項目がある。特別支援学級の担任だけでなく、全職員が同じスタンスで指導・支援を行うことが大切であると改めて思った。